

募集説明動画配信について

沖縄遊YOU塾2026ホームページからご確認ください。

配信日 **5月1日(金) 10時00分**
(視聴期限6月11日(木)まで)

旅行のお申込みはWEBからになります。

5月11日(月)午前10時00分より
受付開始いたします。 申込締切は
6月11日(木)17時まで

参加者氏名、住所、電話番号、性別等を入力の上、受付(登録)をしてください。定員になり次第締切させていただきます。

沖縄遊YOU塾2026ホームページ
<http://okinawayouyoujuku.bex.jp>

募集説明動画や申込の詳細などは
ホームページよりご確認ください。



募集要項

行先	沖縄県那覇市・国頭郡金武町とその周辺	別途費用	各空港への集合・解散の費用
出発日	2026年7月31日(金)	宿泊施設	1泊目 ホテルオーシャン那覇国際通り 〒902-0067 沖縄県那覇市安里2丁目4-8 ☎098-863-2288
旅行日数	2026年7月31日(金)～8月4日(火)5日間		2・3泊目 ネイチャーみらい館 〒904-1201 沖縄県国頭郡金武町11818-2 ☎098-968-6117
旅行代金	お一人様 199,000円(各発着空港共通、消費税込、小・中学生共通、所定の国内旅行傷害保険料含む)		4泊目 パシフィックホテル沖縄 〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目6-1 ☎098-868-5162
募集人員	125名(宿泊施設の定員の都合により、男女の人数を調整させていただきます場合がございます。)	食事	朝4回、昼5回、夕4回
最少催行人員	60名 ※各空港10名以上	取消料	下記、当社旅行業約款(抜粋)に基づきます。必ずお読みください。
参加資格	北海道在住の小学4年生から中学3年生まで	同行指導者	塾長1名(道内小中学校の教職員OB)、アドバイザー(教職員及び現地の野外活動ボランティアなど)、看護師1名
申込締切	2026年6月11日(木)17:00 ※定員になり次第締切とさせていただきます。	添乗員	経験豊かな添乗員が同行します。
利用バス会社	東京バス沖縄営業所		
利用航空機	日本航空		

お問い合わせ

「第22回 沖縄遊YOU塾2026」事務局 受付専用ダイヤル

0120-20-5534 名鉄観光
遊YOU塾事務局まで

E-Mail/yuyujuku@mwt.co.jp

[月～金/午前9時30分～午後5時(土・日・祝日は休業)]

国内旅行傷害保険について(保険料1,450円)

今回の旅行代金には「国内旅行傷害保険」@1,000円の保険料(BB73タイプ)と「航空機欠航補償保険(復路のみ)」@450円の保険料(JIC2タイプ)が含まれております。保険金額は記載の通りとなります。詳しい内容は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。取消料は旅行代金から保険料相当額(1,450円)を差し引いた金額を基準に計算します。

・入院保険金額(円):14,000円 ・賠償責任(万円):3,000万円 ・携行品(万円):15万円
・通院保険金額(円):9,000円 ・救護者費用(万円):50万円 ・死亡後遺障害(万円):1700万円
・航空機欠航・着陸時変更費用(円):2万円 25TC-003451 2025年12月作成

旅行条件(抜粋) 募集型企画旅行契約

●本パンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

●ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。

●この旅行は名鉄観光サービス株式会社(以下、「当社」といいます)が主催する旅行で、参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約といいますが)を締結することになります。旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか、パンフレット、別途お渡りする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。

1.旅行のお申込み

(1)当社所定の旅行申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)当社は電話等の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けます。この場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間中に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお客様に通知のうえ、当該予約はなかったものとして取扱います。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

2.旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。

3.確定書面(最終日程表)のお渡し

当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の10日前～7日前にお渡しするよう努力いたします。)

4.お支払い対象旅行代金

(1)「お支払い対象旅行代金」とは以下①②の合計金額から「割引代金」を差し引いた金額(以下本旅行条件書内では単に「旅行代金」といいます)をいい、「申込金」「取消料」「違約料」及び第11項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

①募集パンフレットの価格表示欄に「旅行代金」として表示された金額(以下「表示上の旅行代金」といいます。その内訳は第5項に定めます)

②「〇〇追加代金」として募集パンフレットに表示された金額

(2)「お支払い対象旅行代金」は旅行開始日の前日から起算して逆のぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して逆のぼって21日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までににお支払いいただきます。

5.「表示上の旅行代金」に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空運賃及び船舶・鉄道運賃等。(コースにより等級が異なります)

(2)旅行日程に明示した空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等。

(3)旅行日程に明示したバス代金・ガイド代金・入場料などの観光代金。

(4)旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス料金。

(5)旅行日程に明示した食事代金及び税・サービス料金。

(6)手荷物運搬代金。

お1人様スーツケース1個の手荷物の運搬代金(お1人様15kg以内が原則となっています)手荷物の運搬は当該運送機関が行い、当社が運送機関との運送委託手続き代行します。

(7)団体行動中の心付け、税金、サービス料。

(8)添乗員等の同行するコースでの添乗員等の同行費用。
以上の経費はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

6.「表示上の旅行代金」に含まれないが通常必要とするもの(一部を明示します)

(1)超過手荷物料金。(規定の重量、容量、個数を超える分について)

(2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。

(3)傷害・疾病に関する医療費。

(4)旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自」と記載されている区間における交通費、飲食費、入場料金等。

※旅行代金には消費税等諸税が含まれています。

7.旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。また、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して逆のぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

8.旅行契約の解除・払戻し

お客様により次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

区分	取消料
旅行開始日の前日から起算して逆のぼって20日目(日帰り旅行にあたっては10日目)～8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して逆のぼって7日目～旅行開始日の前々日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

9.当社の責任と免責

(1)当社は、募集型企画旅行契約履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、

暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

(2)当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。

10.特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

11.旅程補償

旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じた旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。また、当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

(1)旅行開始日または終了日の変更 (2)入場する観光地、観光施設、その他の目的地の変更 (3)運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 (4)運送機関の種類または会社名の変更 (5)宿泊機関の種類または名称の変更 (6)宿泊機関の客室の種類、設備または景観の変更 (7)ツアータイトル中に記載があった事項の変更

12.その他

(1)上記の旅行代金は2026年4月1日(水)の運賃・料金を基準としています。
(2)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(3)当社はパンフレットに明示した最少催行人員に参加者が満たない場合は催行を中止することがあります。その場合は旅行開始日の前日から起算して逆のぼって13日目にあたる日より前日に通知いたします。

お問い合わせは

「第22回 沖縄遊YOU塾2026」事務局

0120-20-5534

月～金/午前9時30分～午後5時(土・日・祝日は休業)

旅行企画・実施 (社)日本旅行業協会正社員

観光庁長官登録旅行業第55号 本ド保証会員

名鉄観光サービス株式会社 北海道営業本部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西1丁目 札幌ブリックキューブ 6F

総合旅行業務取扱管理者/西村 克彦

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく上記の取扱管理者にご質問ください。